

令和 7 年度第 2 回川口市総合教育会議

日時 令和 8 年 3 月 2 6 日（木） 午後 2 時 0 0 分

場所 川口市役所第一本庁舎 6 0 1 第会議室

目次

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋版・・・・・・・・・・ P. 1

川口市総合教育会議運営要綱・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2

【議事】

(1) 川口市教育大綱・川口市教育振興基本計画の改定について・・・・・・・・ P. 4

(2) 教職員の働きやすい環境づくりについて・・・・・・・・ P. 6

(3) 今後の部活動の在り方について・・・・・・・・ P. 11

【別添資料】

別添 1 川口市教育大綱（案）

別添 2 川口市教育振興基本計画（案）

別添 3 川口市教育振興基本計画概要版（案）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋版）

（総合教育会議）

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

（1）教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

（2）児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

（1）地方公共団体の長

（2）教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

川口市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議の招集及び進行)

第3条 会議は、市長が招集する。また、進行は、教育委員会事務局の職員が務めるものとする。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。

(会議の通知及び告示)

第4条 市長は、会議招集の日時、会議開催の場所及び会議に付議すべき議事を開会日の3日前までに告示し、構成員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。

- 2 構成員は、招集の当日、指定の時間までに指定の場所に参集しなければならない。
- 3 構成員は、招集に応ずることができないときは、その理由を付して会議開会前までに市長に届け出なければならない。

(会議の運営)

第5条 会議の会期は、1日とする。ただし、出席構成員の過半数がその必要があると認めたときは、会期を延長することができる。

第6条 構成員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な会議運営に協力しなければならない。

- 2 会議において調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第7条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 会議は原則公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

(傍聴)

第 9 条 会議の傍聴に関し必要な事項は、会議が別に定める。

(会議録)

第 10 条 市長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1)開催日時及び場所

(2)出席者の職・氏名

(3)議題及び議事の要旨

(4)その他市長が必要があると認めた事項

2 会議録は、市長が指名する 2 人の構成員の署名をもって確定するものとする。

(事務局)

第 11 条 会議の事務局を子ども部及び教育総務部に置く。

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

1 川口市教育大綱及び川口市教育振興基本計画の改定について

(1) 川口市教育大綱

ア 改定の背景

平成 27 年 4 月に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において教育大綱の策定が義務付けられたことに伴い、本市における教育の振興を総合的かつ計画的に推進していくための指針として、平成 28 年 4 月に 5 か年計画として策定した。

その後、令和 3 年度から令和 7 年度を計画期間とした現行の計画は、第 2 期にあたる教育大綱に基づいて教育施策を推進しているが、今年度末をもって終了することから第 6 次川口市総合計画（案）との整合性を図りながら、社会動向の変化や本市の実情等を踏まえ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針等を改定するもの。

イ 大綱の概要

(ア) 基本理念（資料 1・3 ページ）

「未来を創造する人材を育て、すべての人が輝く 川口の教育」

(イ) 基本目標（資料 1・3～7 ページ）

- a すべてのこどもが学べる多様な環境づくり（2 施策）
- b こどもの成長をサポートする基盤づくり（3 施策）
- c 生涯学習・スポーツができる環境づくり（2 施策）
- d 歴史の継承と文化芸術の発信（2 施策）
- e 教育行政経営の基盤強化（1 施策）

※現行の教育大綱を継承しつつ、第 6 次川口市総合計画（案）との整合性を図るなど、本市の実情等を考慮したもの。

ウ 計画期間

令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間

エ 改定スケジュール

令和 7 年 9 月 11 日	令和 7 年第 12 回教育委員会定例会
令和 7 年 9 月 17 日	市内小中学校児童生徒、市立高等学校生徒、保護者、教職員へのアンケート実施（令和 7 年 10 月 6 日まで）
令和 7 年 10 月 21 日	令和 7 年度第 1 回川口市総合教育会議
令和 7 年 10 月 24 日	令和 7 年第 13 回教育委員会定例会
令和 7 年 11 月 10 日	パブリックコメントの実施（令和 7 年 12 月 10 日まで）
令和 8 年 1 月 23 日	令和 8 年第 1 回教育委員会定例会
令和 8 年 2 月 9 日	未来創造・教育力向上特別委員会
令和 8 年 3 月 18 日	令和 8 年第 5 回教育委員会定例会
令和 8 年 3 月 26 日	令和 7 年度第 2 回川口市総合教育会議

(2) 川口市教育振興基本計画

ア 改定の背景

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、国及び埼玉県教育振興基本計画を参酌し、教育大綱の方針をより具体化するため、平成28年4月に教育委員会が策定した。

令和3年度から令和7年度を計画期間とした現行の計画は、今年度末をもって終了することから、教育大綱の改定内容を踏まえながら、社会動向の変化や本市の実情等も考慮し、「現状と課題」、「施策の方向性」、「主な取り組み」等の内容を改定するもの。

イ 計画の概要

(ア) 第1編「総論」(資料2・1～19ページ)

第1章から第4章で構成し、策定の背景と趣旨、本市を取り巻く社会動向と現状等を踏まえた本市の教育のめざすべき姿等について記載するもの。

(イ) 第2編「各論」(資料2・21～119ページ)

教育大綱(案)で定める5つ基本目標をそれぞれの章とし、10の施策を着実に推進するため、「現状と課題」、「施策の方向性」、「主な取り組み」を明確にし、詳細に記載するもの。

(ウ) 第3編「計画推進にあたって」(資料2・121～129ページ)

計画の実現に向けた基本的な事項や、各施策を計画的に推進するため、25の指標を選定し、点検・評価の体制を記載するもの。

ウ 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

エ 改定スケジュール

令和7年9月11日 令和7年第12回教育委員会定例会

令和7年9月17日 市内小中学校児童生徒、市立高等学校生徒、保護者、教職員へのアンケート実施(令和7年10月6日まで)

令和7年10月21日 令和7年度第1回川口市総合教育会議

令和7年10月24日 令和7年第13回教育委員会定例会

令和7年11月10日 パブリックコメントの実施(令和7年12月10日まで)

令和8年1月23日 令和8年第1回教育委員会定例会

令和8年2月9日 未来創造・教育力向上特別委員会

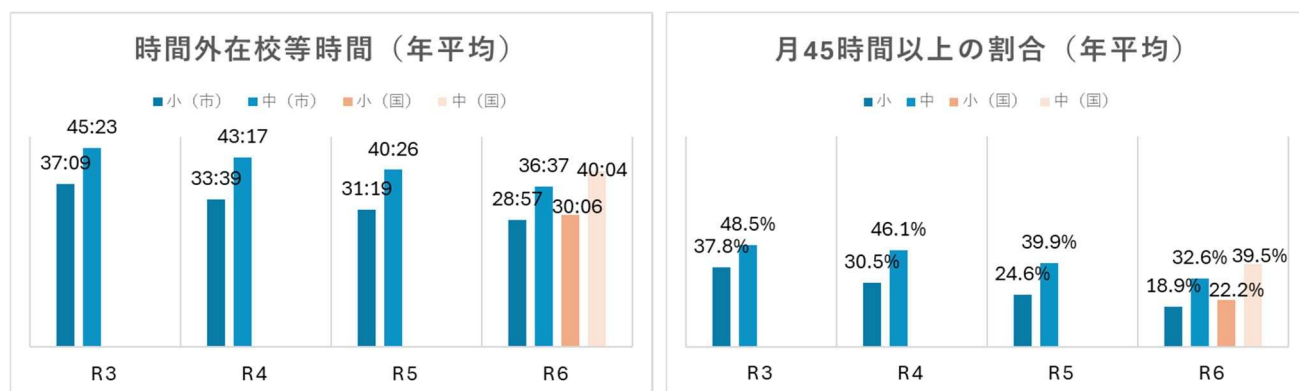
令和8年3月18日 令和8年第5回教育委員会定例会

令和8年3月26日 令和7年度第2回川口市総合教育会議

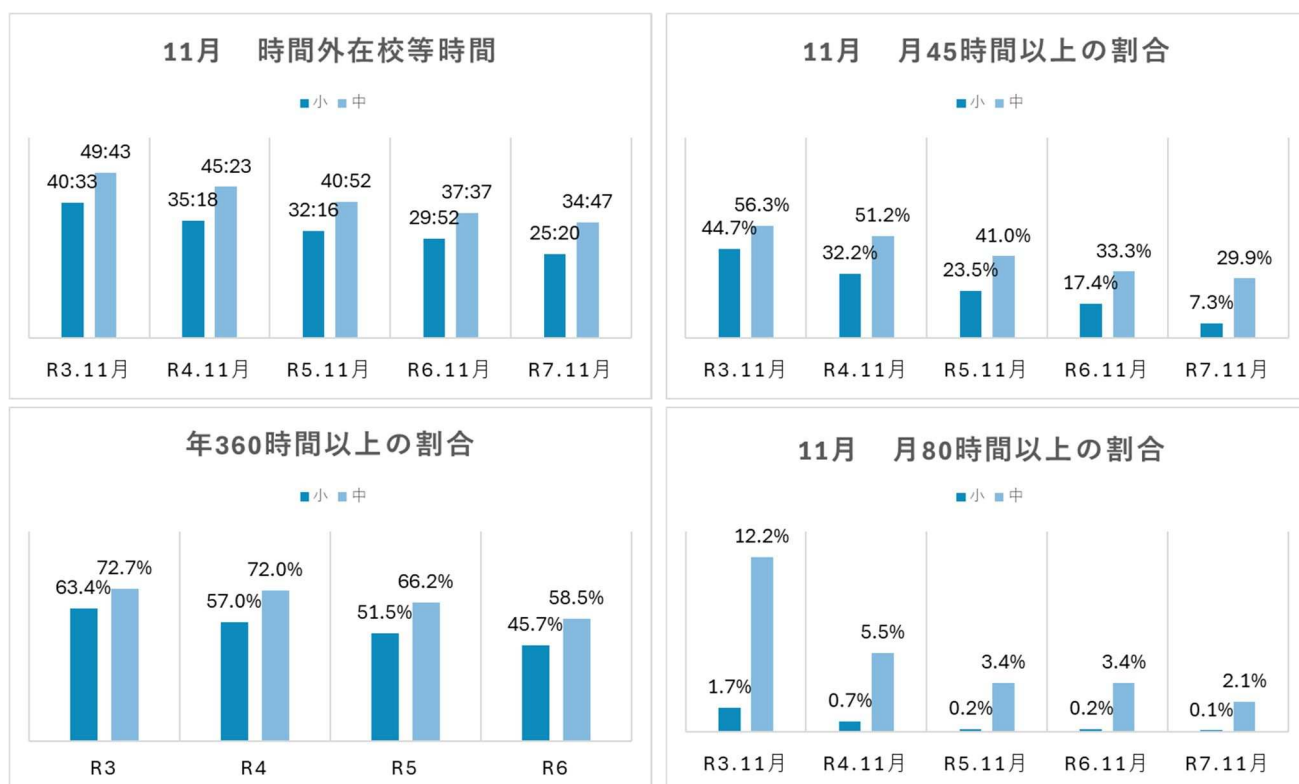
令和8年4月1日 令和8年第6回教育委員会定例会(予定)

2 教職員の働きやすい環境づくりについて

(1) 本市の実態



※【国全体平均値】 時間外在校等時間 小 30.6時間 中 40.4時間
 月45時間以上割合 小 22.2% 中 39.5%
 （令和6年度文科省調査）



※埼玉県「学校における働き方改革基本方針」では、11月勤務状況調査の結果を示しているため、本市でも11月の在校等時間調査の結果を示した。

ア 現状

時間外在校等時間、月45時間以上の割合、月80時間以上の割合、年360時間以上の割合は減少しているが、目標達成には至っていない。

(2) 川口市学校における働き方改革基本方針（当初）

- ア 策定年月 令和3年8月
- イ 目的 働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る
- ウ 目標 時間外在校等時間 原則①月45時間以内 ②年360時間以内
- エ 目標達成に向けた四つの視点
 - (ア) 教職員の健康を意識した働き方の推進
 - (イ) 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減
 - (ウ) 教職員の負担軽減のための条件整備
 - (エ) 保護者や地域の理解と連携の促進
- オ 目標達成に向けた取組
埼玉県の基本方針に合わせて、県と同様の取組とした。

(3) 川口市学校における働き方改革基本方針（改定）

- ア 改定年月 令和8年1月
- イ 目的 働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する。
- ウ 目標
 - (ア) 時間外在校等時間
月45時間以内、年360時間以内の教職員数の割合を100%に
 - (イ) ウェルビーイング
「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立
- エ 目標達成に向けた四つの視点
 - (ア) 教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現
 - (イ) 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立
 - (ウ) 教職員の健康を意識した働き方の推進
 - (エ) 保護者や地域の理解と連携の促進
- オ 目標達成に向けた取組
本市の実態に合わせ、以下の3項目とした。
 - (ア) 教育委員会が取り組む内容
 - a 教職員の在校等時間の把握に基づいた学校・管理職への指導・助言
 - b 校務支援システムの活用と情報の共有
 - c スクールロイヤー等の専門家による学校支援
 - d フレックスタイム制の導入 など
 - (イ) 学校・管理職が取り組む内容
 - a 教職員の在校等時間の客観的な把握と、一人一人に対する指導・助言
 - b 各学校の課題、ビジョン、経営方針に基づいた業務の精選
 - c 「チーム学校」としての体制づくりと業務の見直し
 - d 働き方改革を推進するための業務改善会議（カエル会議等）の開催
 - e 保護者・地域の理解や協力に基づく具体策の実施 など

(ウ) 教職員一人一人が取り組む内容

- a 自身の健康維持増進のために勤務時間を意識した働き方を心がける意識改革
- b 互いに相談しやすい人間関係づくりと働きやすい環境づくり
- c 「報告・連絡・相談」の徹底によるリスクマネジメント など

(4) 働き方改革アンケート結果

基本方針の改定に向けてのフォローアップとして、令和7年9月に市立学校(園)の教職員へアンケート調査を実施した。回答率は48.1%。

(1276人/2652人(幼・小・中・高全教職員 令和7年5月1日時点))

ア やりがい(感じている・やや感じているの割合)

	校(園)長	副校長 教頭	主幹教諭	教諭	養護教諭	事務職員	栄養教諭	全体
やりがい 満足度	91.7%	86.7%	89.2%	89.4%	95.6%	73.8%	100%	88.9%

イ やりがいを感じている校務

	1位	2位	3位	4位	5位
校(園)長	学校管理・教員指導	校内環境整備(掲示物・備品整理等)	地域対応	研修・校内研究	学校行事(準備・事後指導含む)
副校長・教頭	学校管理・教員指導	校内環境整備(掲示物・備品整理等)	保護者対応	地域対応	学校行事(準備・事後指導含む)
主幹教諭	授業・学級経営	学校管理・教員指導	学校行事(準備・事後指導含む)	研修・校内研究	部活動指導
教諭	授業・学級経営	授業準備・教材研究	学校行事(準備・事後指導含む)	児童生徒の生活指導	部活動指導
養護教諭	健康診断(準備・事後処理含む)	児童生徒の生活指導	学校行事(準備・事後指導含む)	校内環境整備(掲示物・備品整理等)	保護者対応
事務職員	各種会計業務	校内環境整備(掲示物・備品整理等)	学校管理・教員指導	学校行事(準備・事後指導含む)	報告書等の文書作成
栄養教諭	授業・学級経営	授業準備・教材研究	学校行事(準備・事後指導含む)	校内環境整備(掲示物・備品整理等)	保護者対応

ウ 負担感・多忙感(感じている・やや感じているの割合)

	校(園)長	副校長 教頭	主幹教諭	教諭	養護教諭	事務職員	栄養教諭	全体
負担感 多忙感	66.7%	82.0%	83.8%	85.1%	75.6%	60.0%	66.7%	82.4%

エ 負担感・多忙感を感じている校務

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
校(園)長	保護者対応	報告書等の文書作成	地域対応	学校管理・教員指導	学校行事（準備・事後指導含む）
副校長・教頭	保護者対応	報告書等の文書作成	学校管理・教員指導	地域対応	各種会計業務
主幹教諭	報告書等の文書作成	保護者対応	学校管理・教員指導	研修・校内研究	各種会議
教諭	保護者対応	成績処理・テストの作成・採点	学校行事（準備・事後指導含む）	授業準備・教材研究	報告書等の文書作成
養護教諭	健康診断（準備・事後処理含む）	報告書等の文書作成	学校行事（準備・事後指導含む）	保護者対応	児童生徒の生活指導
事務職員	各種会計業務	保護者対応	報告書等の文書作成	学校管理・教員指導	学校行事（準備・事後指導含む）
栄養教諭	授業準備・教材研究	保護者対応	各種会議	研修・校内研究	学校行事（準備・事後指導含む）

（５）令和７年度 病休・休職教職員

令和７年度に病休・休職に入った教職員は、令和８年２月１日時点で、小中合わせて７８名であり昨年度より増加している。（昨年度は６６名）

そのうち、精神疾患による人数は、小学校３０名、中学校１３名、合計４３名である。（昨年度は３４名）

精神疾患の内訳を見ると、２０代１８名、３０代７名、４０代１０名、５０代６名、６０代２名であり、最も多い年代は２０代となっている。また、男女の内訳は、男性２０名、女性２３名とほぼ同等である。

精神疾患病休者の主な要因・原因は、①児童生徒や保護者への対応に苦慮②個人や家庭の問題③他の教職員との人間関係、である。

（６）本市教育委員会における取組

ア スクールロイヤー

顧問弁護士１名と契約しており、年間１０回の同席相談（保護者等と面談する時）、年間２０回の出張相談（教育研究所にて相談）を実施している。

イ 自動応答電話

全小中学校に導入。（録音機能は無し）学校における電話対応を勤務時間内とする取組。（市教委で電話を受け、緊急時には管理職へ連絡）

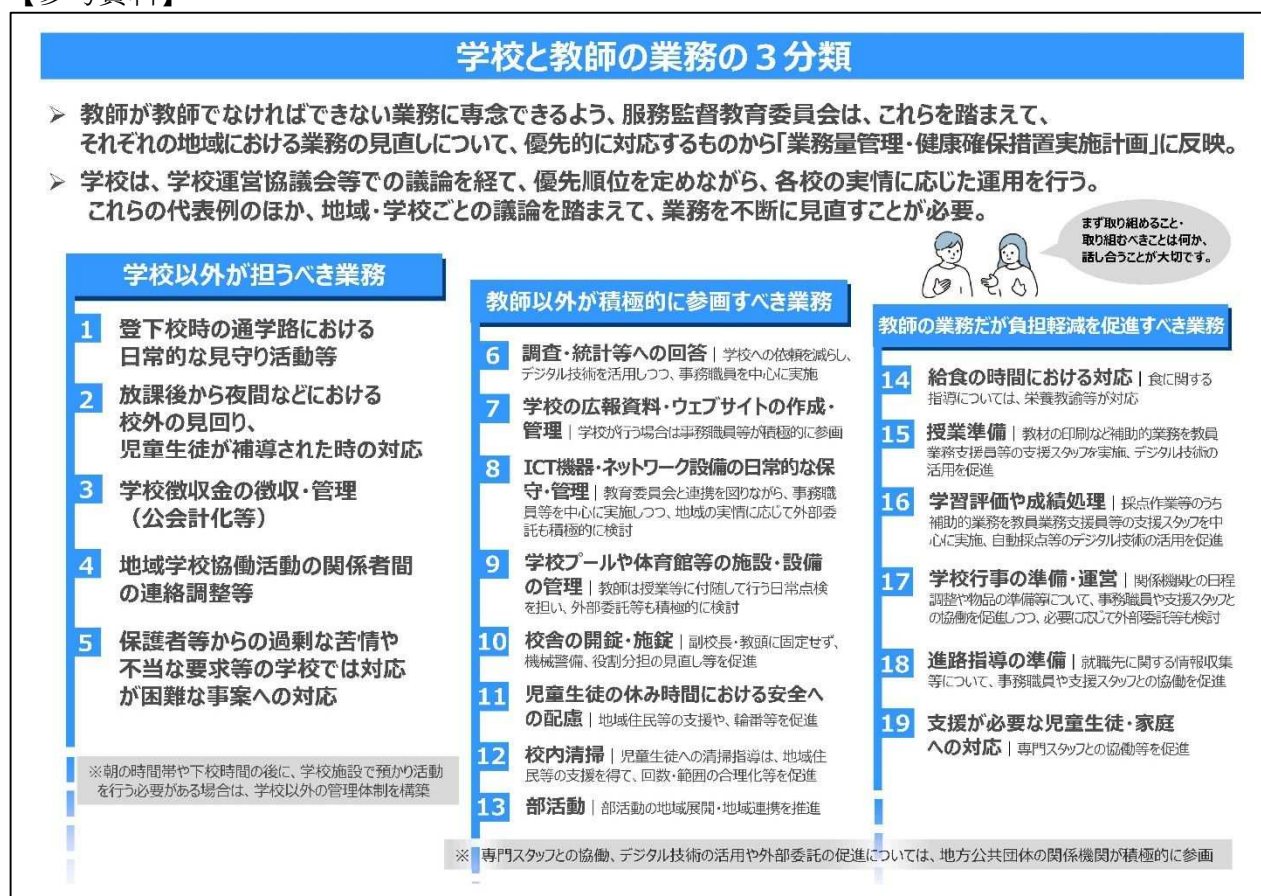
ウ 学校閉庁日

児童生徒の心身の健康の増進及び家族と過ごす時間や余暇時間の確保のため、また、省エネルギーと地球環境保護の推進及び、教職員の健康増進と休暇取得促進のため、学校閉庁日を設定。

- (ア) 8月10～8月16日
 (イ) 11月14日
 (ウ) 12月28日、1月4日
 (エ) 市立幼稚園・高等学校の開園・開校記念日
- エ 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）
 各種資料の印刷・配布準備、各種データ入力・集計、掲示物の張替え、消毒・清掃等の業務を支援。
- (ア) 市内配置校数
 a 令和5年度 55校
 b 令和6年度 63校
 c 令和7年度 61校
- オ 部活動指導員・外部指導者
 専門性の高い指導により競技力向上を図ることができ、顧問となる教員の負担軽減につながっている。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
部活動指導員（指導課）	17人	25人	21人
外部指導者（スポーツ課）	32人	31人	33人

【参考資料】



（令和7年9月25日 文科省通知）

（令和7年度 中央教育審議会 教師を取り巻く環境整備特別部会）

3 今後の部活動の在り方について

(1) 部活動の位置づけと教職員の関わり方

部活動は、中学校学習指導要領において、「生徒の自主的・自発的な参加により行われるもの」とされ、「教育課程外の活動であるが、学校教育の一環」と位置づけられている。

その指導については、必ずしも教員が担わなければならないものではないとされているが、各学校では、教員に顧問が割り振られ、実質、業務と同等のものとなっている。

また、学校長は部活動を業務として勤務時間外に命じることはできないが、これまでは、「自主的活動」という捉えのもと、教職員の献身的な活動によって支えられてきた側面がある。

一方、学校長及び市には、教職員の心身の健康を守る義務があり、休日を含めた勤務時間外の指導が常態化していることについては、改善しなければならないものと捉えている。

【事例】

2023 年、富山県滑川市における、教員の部活動等による過労死の裁判
学校長に「安全配慮義務違反」→市と県に約 8300 万円の損害賠償請求

(2) 国・県の方針

ア 地域展開の目的

今後少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が地域で、多様なスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実する。

イ 地域展開のスケジュール

令和 8 年度～令和 13 年度：「改革実行期間」

※休日については、この期間内に原則全ての部活動において地域展開の実現を目指す（「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」令和 7 年 12 月 文部科学省）

※県も国の方針に準じて展開を進めている。

ウ 根拠法令

スポーツ基本法（第 17 条第 2 項の 1）※令和 7 年度改訂

「地方公共団体は、（中略）中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」

(3) 本市の現状と今後の方向性

ア 本市の部活動の現状と生徒のニーズ

少子化に伴う部活動数や部員数の減少が進んでいる一方、地域からの要望等により、学校はすぐに部活動を削減することは難しく、教職員数に対して部活動数が多い状況にある。また、現在生徒のニーズは非常に多様化しており、部活動では生徒のニーズに応えることが困難な状況にある。

(ア) R7 設置部活動数 : 450 部

(イ) 単独顧問の割合(複数部を掛持ちする教職員もいる) : 約 3 割

(ウ) 令和 7 年度の新人戦における合同チーム数 : 24 チーム

- (エ) 各学校の部活動の平均種目数(生徒の選択肢の数) : 約 13 種類
- (オ) 地域クラブでやってみたい活動(R6 生徒アンケート) : 282 種類
- (カ) 中学生の受入れに賛同する団体(R7 団体アンケート) : 221 団体(71 種類)
- (キ) 地域クラブでの指導を望む教職員の割合 : 小 14%・中 23%
- (ク) 任意加入制開始 : R5～
- (ケ) 平日の勤務時間内活動開始 : R6～

イ 基本方針

令和 6 年度「川口市地域クラブ活動推進協議会最終報告」を受け、本年度、地域クラブ活動推進に向けた基本方針を策定した。

(ア) 理念

「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」

～川口の子供たちが多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる、川口市のポテンシャルを生かした持続可能な地域クラブ活動へ～

(イ) 方針

川口市では、学校教育の一環として学校が実施してきた「学校部活動」を、地域の団体や民間組織が実施主体となる「地域クラブ活動」として、実施可能な競技・分野から展開することを目指す。第一次目標を令和 9 年 9 月から、休日の活動を地域クラブ活動として展開することとし、最終的には、平日も含めた展開を目指す。

ウ 具体的な方向性

上記「基本方針」を基に、子どものことを第一に考えた部活動及び地域クラブ活動を推進する。

(ア) 平日部活動の継続（長期休業中含め勤務時間内で実施）

→生徒の平日の活動機会の確実な確保・継続

（部活動は大切な「学校教育活動」だからこそ、勤務時間内で確実に実施する）

(イ) 部活動の教育的意義を継承した休日の地域クラブ活動実施

→教職員が指導の中心となる地域クラブの設立

（「休日にも先生方から部活動と同じように教わりたい」を実現する）

(ウ) 多様化する生徒のニーズへの対応

→地域の協力団体の力を借りた生徒の選択肢の増加

（生徒の「やりたい」ことが今まで以上に「できる」環境を整備する）

(エ) 教職員の役割と関わり方の明確化

→教職員にも「休日の選択肢」

→やりがいと心身の健康の保持増進

→子どもたちへのよりよい教育を実現する

エ 今後のスケジュール

(ア) スケジュール

令和 8 年 3 月 令和 7 年度推進協議会最終取りまとめ

令和 8 年 4 月 児童生徒・保護者・教職員アンケート（第 2 回）

令和 8 年 6 月 令和 8 年度モデル事業開始

令和 8 年 8 月 統括組織「Kawaguchi City Club (KCC)」設立
人材バンク制度・研修制度開始

令和 8 年 9 月 KCC クラブ及び協力団体一覧公表

令和 9 年 9 月 休日の地域クラブ活動開始（休日部活動原則廃止）

(イ) 課題等

a 市民や教職員への周知・広報

本市の方針や今後のスケジュール、生徒・教職員の動きや手続き、設置される地域クラブの概要等についての情報発信を強化する。

b 予算の確保

令和 9 年 9 月の地域展開へ向け、国の補助制度を活用しつつ、市の予算確保を進める。

c 指導者の量と質の確保

人材バンク制度の導入により、指導を望む教職員や地域の指導者の掘り起こしを行うとともに、適切な研修実施により、質の確保を進める。

d 活動場所の確保

市内中学校施設の活用を中心に、令和 9 年度以降の学校施設開放システムの構築を行う。